

# 口蹄疫被害に係る労働保険料等の納付猶予申請における 「災害がやんだ日」について

宮崎労働局

今般の口蹄疫による被害により、事業の経営のために直接必要な財産(事業財産)の20%以上の損失を受け、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった事業主は、「災害がやんだ日」から2ヶ月以内に申請した場合に、一定期間その納付の猶予を受けられますが、「災害がやんだ日」につきましては、宮崎県が終息宣言を出した平成22年8月27日となります。

したがって、納付猶予の申請期限は平成22年10月26日(火)となります。

口蹄疫被害により、労働保険料等の納付猶予の申請を予定されている事業主におかれましては、申請期限にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、申請等についてのお問い合わせは、宮崎労働局労働保険徴収室(0985-38-8822)または最寄りの労働基準監督署までご相談ください。